

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月20日
【中間会計期間】	第42期中（自平成19年10月1日至平成20年3月31日）
【会社名】	株式会社T K C
【英訳名】	T K C Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯塚真玄
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028) 648 - 2111
【事務連絡者氏名】	経営管理本部栃木経理部課長 古川重明
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03) 3235 - 5511
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社T K C東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第40期中	第41期中	第42期中	第40期	第41期
会計期間	自平成17年 10月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 10月1日 至平成19年 3月31日	自平成19年 10月1日 至平成20年 3月31日	自平成17年 10月1日 至平成18年 9月30日	自平成18年 10月1日 至平成19年 9月30日
売上高 (百万円)	27,219	26,029	26,924	53,879	54,157
経常利益 (百万円)	3,461	3,287	4,249	6,099	6,541
中間(当期)純利益 (百万円)	1,995	1,770	2,192	3,321	3,418
純資産額 (百万円)	48,587	51,101	49,192	50,049	51,608
総資産額 (百万円)	65,509	65,709	64,393	65,890	69,099
1株当たり純資産額 (円)	1,624.78	1,709.00	1,700.02	1,636.34	1,686.67
1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	66.74	59.20	74.70	111.07	114.30
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	74.2	76.0	74.5	74.3	73.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,440	872	843	6,058	5,495
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,131	40	4,373	2,339	4,599
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	664	658	3,817	1,315	1,314
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	24,463	27,394	19,455	27,221	26,803
従業員数 (人)	2,096	2,134	2,130	2,192	2,221

(注) 1. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第40期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第40期中	第41期中	第42期中	第40期	第41期
会計期間	自平成17年 10月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 10月1日 至平成19年 3月31日	自平成19年 10月1日 至平成20年 3月31日	自平成17年 10月1日 至平成18年 9月30日	自平成18年 10月1日 至平成19年 9月30日
営業収入 (百万円)	25,430	24,126	24,973	50,265	50,423
経常利益 (百万円)	3,474	3,100	4,021	6,032	6,250
中間(当期)純利益 (百万円)	2,010	1,693	2,103	3,305	3,311
資本金 (百万円)	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
発行済株式総数 (千株)	29,916	29,916	29,916	29,916	29,916
純資産額 (百万円)	47,203	48,460	46,398	47,522	48,921
総資産額 (百万円)	60,906	60,982	59,331	61,107	63,926
1株当たり純資産額 (円)	1,578.40	1,620.58	1,643.47	1,589.12	1,636.07
1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	67.23	56.63	71.64	110.52	110.72
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	20	20	20	40	40
自己資本比率 (%)	77.5	79.5	78.2	77.8	76.5
従業員数 (人)	1,854	1,897	1,878	1,949	1,972

(注) 1. 営業収入には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第40期中の1株当たり配当額には、創業40周年記念配当5円を含んでおり、第40期の1株当たり配当額には創業40周年記念配当10円(中間配当及び期末配当それぞれ5円)を含んでおります。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
会計事務所事業	1,354
地方公共団体事業	513
印刷事業	49
全社（共通）	214
合計	2,130

（注）従業員数は就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数（人）	1,878
---------	-------

（注）従業員数は就業人員数であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間において、売上高は26,924百万円（前中間連結会計期間比3.4%増）、営業利益は4,163百万円（前中間連結会計期間比28.8%増）、経常利益は4,249百万円（前中間連結会計期間比29.3%増）、中間純利益は2,192百万円（前中間連結会計期間比23.9%増）の業績となりました。

当中間連結会計期間の事業部門別の概況は、次のとおりであります。

1. 会計事務所事業部門における事業の概況

わが国の職業会計人制度には「税理士」と「公認会計士」の2つの国家資格があります。当社が顧客とする会計事務所は、税理士事務所（又は税理士法人、あるいは税理士業務を受託する公認会計士事務所）であるため、以下の説明において「会計事務所」は税理士事務所を意味しています。

(1) 会計事務所を取り巻く経営環境の変化

わが国の会計事務所の経営環境は、会計制度、税制、国の施策などの変化並びに会計事務所の主要な顧客である中小企業の経営動向などに大きく影響されています。

いま国の施策として、最も影響度の高いものは、わが国の国際競争力の強化を目的として平成13年から開始された「e-Japan戦略」と、これに続き平成18年1月に発表された「IT新改革戦略」です。この国家戦略に従って、電子政府と電子自治体の構築が急速に進められています。国税庁殿と社団法人地方税電子化協議会殿が推進する国税と地方税の電子申告体制の整備もその一環であり、国税庁殿においては、国税に関する申告・申請・届出等の手続のうち、42種類（約3,500万件）を対象として、平成22年度までにその50%を電子化するという目標を設定するなど、きわめて野心的な計画を公表しています。

この目標が達成されるかどうかは、会計事務所がどこまで電子申告に協力するにかかっています。例えば法人税申告書であれば、税務署への提出件数は年間で270万件を超えており、国税庁殿の発表によれば、その86.7%は納税者の代理人として税理士が関与しています。これらが電子申告されない限り、目標達成はきわめて困難となります。

また、国税庁殿においては、平成14年に改正された税理士法に基づいて、税理士法第33条の2が規定する「書面添付制度」を積極的に推進しています。私どもは書面添付の目的について、税理士が税務申告書を作成する過程において、租税法規に従い、「独立した公正な立場」（税理士法第1条）において高度の注意義務を果たしたと、さらに誠実義務と忠実義務（説明責任）を尽くしたことを明らかにすることにあると理解しています。その背景として、税理士にはその業務について無償独占権が与えられており（税理士法第52条）、この権利の付与は、税理士には公共的使命が課せられていることに基づいています。

当社の顧客が組織するT K C全国会においては、以上のような認識に立って、電子申告と書面添付の実践をT K C会員が率先して取り組むべき最重要課題としています。

中小企業の経営動向については、国税庁殿の資料（「国税庁50年史」）等から、長期的視野に立って黒字申告法人割合の推移について分析してみると次の事実が分かります。

昭和27年～昭和49年頃：黒字申告法人割合が約70%の時代

昭和50年～平成4年頃：黒字申告法人割合が約50%の時代

平成5年以降：黒字申告法人割合が約30%の時代

このデータはわが国の法人全体の数字ですが、その約98%が中小企業であることから、この推移がそのまま中小企業の経営動向であったことが分かります。戦後の約30年間ににおいては法人の約7割が黒字（利益企業）でしたが、その後その割合は半分となり1990年代に入って逆転し、いまや法人の約7割が赤字（欠損企業）となっています。

なお、国税庁殿の発表（ホームページ：平成19年10月29日）によると、平成18事務年度における全法人の黒字申告割合は32.4%で、前年比0.5ポイント増、法人の所得金額は前年比13.3%増となっています。このことは依然として7割近くの法人が赤字で、さらにこれらの指標の伸び率の違いから判断すると、一部の優良企業が税収を押し上げる結果となっており、企業間格差が進行していることが分かります（なお、資本金1億円以上の大規模法人の場合は、黒字申告割合は53.7%、前年比0.8ポイント増となっています）。

このような中小企業の採算性悪化の傾向は、先に述べたマクロ的要因に加えて、公共投資の削減、金融機関による融資の厳格化、規制緩和による競争の激化、少子高齢化、後継者難、地域経済の疲弊などの個別的事情が重なり、さらに加速しつつあります。

このような中小企業の経営動向が、会計事務所に対するニーズを大きく変化させています。黒字7割の時代においては節税対策がニーズの中心であり、これには青色申告制度の下で会計帳簿の「記帳代行」を行うことが役立ちました。しかし、平成の時代に入って赤字7割の時代となると、その最大の貢献策は「黒字決算の支援」と「適正な税務申告の実現」となってきました。この二つが同時に達成されないと、企業の安定的な存続は困難となってきたからです。また、中小企業においても、経営者自身が自社の生き残りをかけた経営戦略を真剣に模索する時代となりました。これに加えてICTの発達により、会計記帳用のパソコン・

ソフトは誰でも安価に入手できるようになりました。このような時代の変化は、「記帳代行」を基本業務とする旧来型の会計事務所の経営をきわめて困難な状況に追い込んでいます。さらに、昨今の法制と社会制度の改革においては、国と地方の大幅な財政逼迫を背景として、公共セクターにおいては行政コストの削減、民間セクターにおいては自立の精神とコンプライアンス（法令遵守）の必要性が強調され、どの業界においても公正な競争が求められるとともに、その説明責任（アカウンタビリティ）の重要性が強調されるようになりました。

これからの会計事務所は、税務と会計のサービスを通して、このような中小企業が直面している課題に関与先企業が正しく対応できるよう支援していかなければなりません。そのためには会計事務所において、いかに適切かつ強力な関与先企業への支援体制を構築できるか、また中小企業への融資元である金融機関等に対して、その業務の信頼性をいかに高めるかが重要課題となってきています。その結果として、このようなニーズの変化に対応できる会計事務所とそうでない会計事務所の格差が拡大しつつあり、優勝劣敗の傾向が顕著となってきています。

当社では、このような傾向は、以下の諸要因により、今後さらに加速されていくものと予想しています。

以下、当社の顧客である税理士又は公認会計士を「T K C 会員」、T K C 会員の会計事務所を「T K C 会員事務所」、T K C 会員の顧客である企業を「関与先企業」、T K C 会員が加盟する全国組織を「T K C 全国会」、全国で20ある地域組織を「T K C 地域会」と表記します。なお、T K C 全国会は昭和46年8月17日に設立され、次の事業目的を掲げて活動しています。

1. 租税正義の実現
2. 税理士業務の完璧な履行
3. 会計事務所の経営基盤の強化
4. T K C コンピュータ会計システムの徹底活用
5. 会員相互の啓発、互助及び親睦

詳しくはT K C 全国会発行の「T K C 全国会のすべて」をご覧ください。

T K C 会員の関与先企業の経営環境

T K C 全国会では、昭和50年から「T K C 経営指標」を発行しています。平成19年版（平成19年5月発行）では、T K C 会員の関与先企業のうち、平成17年と平成18年の決算書の2期完全比較が可能な22万8,168法人について財務分析を行っています。これによると、22万8,168法人の平成18年における売上高の総額は、49兆7,000億円（前年比102.3%）と、前年（48兆7,000億円 前年比102.0%）に続き連続増収となりました。

ただし、これを経常利益について見ると、平成17年は9,101億円（前年比94.6%）、平成18年は8,919億円（前年比98.0%）となっており、連続して業績が悪化しています。そのため22万8,168法人の平成18年の黒字決算割合は49.8%で、昨年の50.5%から0.7ポイント下落し、50%を下回る結果となりました。

このように中小企業においては売上高の伸びは堅調に見えても、経常利益率は悪化し続けており、その経営環境はますます厳しいものとなってきております。T K C 会員にとっては、関与先企業に対する適正申告の指導に加えて、黒字決算、経営革新、あるいは企業再生を支援していくことがますます重要な課題となってきています。

「中小企業の会計に関する指針」への対応

国際会計基準（I A S）の過重負担を回避するために、中小企業庁殿では平成14年6月に「中小企業の会計に関する報告書」を公表しています。この報告書が、平成17年8月に公表された「中小企業の会計に関する指針」の制定へと繋がりました。

この指針は、日本税理士会連合会殿、日本公認会計士協会殿、日本商工会議所殿及び財務会計基準機構殿の4団体の合意に基づいています。その内容は、「会社法」の公布に伴い平成18年4月及び平成19年4月に改訂されています。本指針は、立法当局である法務省殿の見解においても、会社法第431条が定める「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の一つであるとされており、かつ本指針においては「会計参与が拠るべき指針」とされており、また本指針は、多くの金融機関から中小企業が計算書類を作成する際に拠るべき規範として注目されており、与信条件あるいは金利優遇条件として機能し始めています。

T K C 会員にとっても、本指針を尊重し、関与先企業の会計帳簿及び計算書類の作成を指導することが、その社会的使命を遂行するためにも重要な課題となっています。

国税と地方税の「電子申告」への対応

国税庁殿では、国税の電子申告について、名古屋国税局管内を皮切りに平成16年2月から申告所得税、平成16年3月から法人税の受付を開始しました。その後、国税の電子申告は全国に展開されています。一方、地方税の電子申告の受付は、平成17年2月から段階的に開始され、平成20年3月現在では47都道府県と18市（15政令指定都市と相模原市、秋田市、田辺市）で実施されています。なお、このうちの秋田市及び田辺市については、後述するように、当社の地方公共団体事業部が開発したL G W A N - A S P 方式によるものとなっています。

T K C 全国会においては、国税及び地方税の電子申告の推進を税理士の社会的使命と位置づけ、「電子申告推進プロジェクト」を組織して、その普及に努めております。なお、電子申告は、電子認証、インターネット、X M L、X B R Lなどの最新のI C T を採り入れたものとなっているため、会計事務所においては、I C T の利用環境の整備が一層求められることとなります。

平成15年の公認会計士法改正の影響

平成15年5月には、公認会計士の独立性の強化を目的として「公認会計士法」が改正され、公認会計士及び監査法人は被監査会社に対して非監査業務を提供することが原則として禁止されました。その結果、監査法人による税務サービスや各種のコンサルティング・サービスは非監査業務に当たるとされ、被監査会社にこれらを提供することが禁止されました。そのため、中堅・大企業が導入する連結納税あるいは法人税の単体申告等の分野で税理士の活躍の場が広がってきています。なお、連結納税制度は、大企業のみならず地場の中小・中堅企業においても採用するケースが増えており、税理士の的確な対応が求められています。

公益法人等における構造改革への対応

国と地方の財政破綻を回避するため、総務省殿及び厚生労働省殿の指導の下で、公益法人、医療法人、社会福祉法人等に対する本格的な構造改革が進められています。

特に、民法制定以来100年にわたり制度の抜本的見直しが行われてこなかった公益法人（財団法人・社団法人）については、平成18年6月2日に「公益性」と「非営利性」の視点から抜本的に見直された「公益法人制度改革関連三法」が公布され、この新しい法制の下で新公益法人制度への移行（平成20年12月1日施行）に向けた準備が進められています。また、新公益法人制度施行に先行して、企業会計と同様な公益法人のディスクロージャー（情報開示）を目的とした「新公益法人会計基準」が平成18年4月1日から施行されており、新会計基準への移行は「平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとする」（平成16年10月 総務省）とされています。さらに平成20年度には公益法人に対する税制の見直しも予定されているため、いまだ多くの公益法人から会計と税務に関する支援が強く求められています。

（2）会計事務所事業部門の戦略目標

当社では、以上のような現状認識の下で、会社定款に定める事業の目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づいて、会計事務所事業部門の戦略目標を次のように設定しています。

T K C 会員の関与先企業拡大支援

これまでに多くの金融機関から「融資審査で、T K C マークがついている決算書を見ると安心する。T K C システムでは過去の会計データの改ざん（訂正・追加・削除）が不可能であること。さらに決算書に添付される「データ処理実績証明書」により、いつ月次決算が実施されたのかが客観的に分かるため信頼性が非常に高い」との評価をいただいています。このことは、T K C 全国会がその事業目的の第1に「租税正義の実現」を掲げ、長年にわたって税理士の社会的使命の完遂に向かって努力を続けてきた成果であり、同時に、T K C 全国会の指導の下に開発されてきたT K C 財務会計システムの開発思想の正しさを証明するものです。当社では、そのような金融機関から高い評価を得ているT K C 会員に対する支援が、わが国の中小企業の再生と発展につながるとの認識から、その指導を受ける中小企業を拡大するため、「T K C 会員の関与先企業拡大支援」を第1の戦略目標として各種の活動を展開しています。

T K C 全国会の重点活動への積極的な支援

T K C 全国会では、新たに平成20年から平成21年の統一スローガンを「企業の健全なる発展を支援し、T K C 会計人の使命と責任を果たそう！ - 黒字決算の支援と適正申告の実現 - 」と設定しました。その下で、次の5つの重点活動を掲げ、その達成に向けた活動を開始しています。この方針は、平成11年から平成17年までの7年間をかけて実施した「成功の鍵（K F S）作戦21」とそれに続く2年間の重点活動の成果、及び最近の中小企業を取り巻く環境の大きな変化を捉え、関与先である中小企業の持続的繁栄に貢献することによりT K C 会員がその社会的使命を完遂することを目指しております。

- 1) 企業の黒字決算実現の支援
- 2) 巡回監査の完全実施と書面添付の推進
- 3) 電子申告・納税のさらなる推進
- 4) 会員1万名超の達成
- 5) 会員事務所の業務品質の向上

特に、企業の黒字決算実現の支援は、「経営者の親身な相談相手」たらんとするT K C 会員にとって重要な課題であり、また、電子申告の普及は、国際競争力の強化を目的として国が進める戦略の重点テーマの一つでもあるため、その一翼を担い推進することは大変重要な社会的意義を持つものと認識しております。

当社では、このようなT K C 全国会の事業展開が、当社の事業目的である「会計事務所の職域防衛と運命打開」の今日的意義につながるものとして、これらの重点活動が円滑に進行していくよう、全力を挙げて支援して参ります。

電子申告の徹底推進

T K C 全国会では、「電子申告普及の先頭に立ち、税理士全体の電子申告に対する気運を高め、目標達成の一翼を担う」との考えから、国税と地方税の電子申告の実践に取り組んでいます。平成19年度においては、その戦略目標を、「6,000件超のT K C 会員事務所で120万件超を実践すること」とし、全国規模での推進活動を展開してきました。その結果、全国で6,277件のT K C 会員事務所が、国税で170万2,633件、地方税で297,795件の電子申告を実践しています。その実績は、例えば「法人税の電子申告」についてみれば、T K C 会員事務所による電子申告件数は30万6,720件で、国税庁殿の年度実績51万626件の60.1%を占めています。また、地方税については地方税電子化協議会殿が発表した総件数424,346件の70.2%を占めています。なお、T K C 全国会では、平成21年度の目標として「全国で7,000件のT K C 会員事務所で200万件以上を実践すること」を掲げ、全国的な規模で新たな取り組みを開始しています。

当社では、電子申告の実践がT K C会員の競争優位を促進するものとして、最適な業務プロセスを実現するシステムの提供と事務所訪問支援に力を入れたサポートにより支援しております。

中堅・大企業市場の開拓

国際会計基準に基づく連結会計制度や連結納税制度の導入、内部統制制度、電子申告等に関する法令等の改定は、上場会社だけでなく、多くの中堅・大企業に対しても大きな影響をもたらしています。このような変化を捉え、当社では中堅・大企業に向けて「連結会計システム(e C A - D R I V E R)」、「税効果会計システム(e T a x E f f e c t)」、「連結納税システム(e C o n s o l i T a x)」、「法人電子申告システム(A S P 1 0 0 0 R)」を開発提供してきました。また、これらの中堅・大企業向けに「税務の法令遵守」(タックス・コンプライアンス)と「電子申告」をキーワードとして、平成19年9月からT K C全国会及びT K Cシステムの知名度向上を目的とするテレビCMの放映を開始しました。

「新公益法人会計基準」への対応

T K C全国会では、公益法人、医療法人及び病院、社会福祉法人などを対象に、それぞれの分野の会計と税務に精通したT K C会員による研究会を組織し、全国的規模でセミナーを開催して、その健全経営のための支援活動を展開しております。

このうち公益法人については、平成20年12月1日から、いわゆる公益法人改革三法に基づく新公益法人制度に移行することになります。この制度の下ですべての公益法人は、内閣府等が設置する第三者機関による「公益性」の認定により、収益事業の所得を「みなし寄付金」とすることで全面的に非課税となる公益社団法人又は公益財団法人、あるいは収益事業のみ課税される一般社団法人又は一般財団法人とに区分されることとなります。そこで公益性が認定されない公益法人は営利法人とされ、全面所得課税となることが見込まれています。そのため多くの公益法人が公益性の認定を受けるための体制づくりに着手しています。その体制づくりの一環として「新公益法人会計基準」への移行も欠かせません。これらの動向を踏まえ、「T K C全国会公益法人経営特別研究会」では、T K C会員による新会計基準への移行と適正な税務申告のための支援活動を開始しています。

当社では、T K C全国会の指導の下で、公益法人等が新公益法人会計基準へ早期に移行できるよう、本基準に完全準拠した「公益法人会計データベース」(中小規模公益法人向け)、「F X 4公益法人版」(大規模公益法人向け)を開発提供しています。当社では、これらのシステムの提供を通して、T K C会員の関与先企業拡大に貢献して参ります。

T K C会員1万名超体制の構築

T K C全国会では、会員1万名超体制の構築を目標として「T K C会員500名増強作戦」を実施しています。当社は、その活動を主管するT K C全国会ニューメンバーズ・サービス委員会と連携して、新規会員の増強活動を積極的に推進しております。

特に、電子申告において先行優位に立つT K C全国会の存在とT K C電子申告システムの優位性は、T K Cに未加入の税理士からも注目されており、会員増強に好影響を与えています。

当中間連結会計期間末現在で、T K C会員数は9,569名(事務所数8,400件)となり、会員1万名超達成が目前となってきました。

(3) 当中間連結会計期間における会計事務所支援業務の概況

「T K C電子申告システム(e - T A Xシリーズ)」の提供

当社では、T K C会員事務所に最も快適な業務プロセスで電子申告を実施していただくために、法人用「電子申告システム(e - T A X 1 0 0 0)」と個人用「電子申告システム(e - T A X 2 0 0 0)」を開発提供しています。

平成20年1月4日からは、国税の電子申告において、税理士が関与先の電子申告開始届出を代理送信できるようになりました。当社は、これに迅速に対応し、T K C会員事務所における電子申告開始届出業務の飛躍的な増大に貢献いたしました。

当社の「電子申告システム(e - T A Xシリーズ)」は、会計事務所においてこれまでどおりの業務プロセスで決算申告業務を終了した直後に、「ワンクリック」で電子申告に必要なデータを自動作成することができます。そのため最も簡単な電子申告システムとして高い評価を得ることができました。さらに「オフィス・マネジメント・システム(O M S)」においては、複数の関与先企業について一括して電子申告を行う機能が搭載されており、会計事務所の業務のさらなる効率化に貢献しています。

「法人電子申告システム(A S P 1 0 0 0 R)」の提供

当社では、上場会社及びその子会社等が会社法及び金融商品取引法に基づいて「内部統制」を実施する際に、「税務の法令遵守」(タックス・コンプライアンス)が、深刻な経営リスクとなるものと予想しています。そこで当社は、年間約47万社の法人税申告書作成に利用されているT K C会員専用の「法人決算申告システム(T P S 1 0 0 0)」と「T K C電子申告システム(e - T A X 1 0 0 0)」及び中堅・大企業向けの「連結納税システム(e C o n s o l i T a x)」のノウハウを組み込んだ「法人電子申告システム(A S P 1 0 0 0 R)」を平成19年1月に提供開始いたしました。当システムは、当中間連結会計期間末現在で約200企業グループ、約300社にご利用いただいています。

なお、平成20年3月には、A S P 1 0 0 0 Rのサブシステムとして、国内で初めて、企業の財務会計システムのメーカーを問わずに企業の計算書類と添付書類をX B R LやX M Lに変換し電子申告を可能とする、「計算書類X B R L変換システム(A S P 1 0 0 0 X)」の提供を開始しています。

「連結会計システム(e C A - D R I V E R)」の推進

当社では、平成17年4月から「連結会計システム(e C A - D R I V E R)」を提供しています。

上場会社においては、平成18年6月7日に成立した「金融商品取引法」により、平成20年4月1日以降開始する事業年度から、内部統制報告書及び四半期報告書の作成が義務づけられました。さらにX B R Lによる財務諸表部分の提出が義務づけられ、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）」が改訂されています。e C A - D R I V E Rはこれらに迅速に対応し、当中間連結会計期間末現在で約300企業グループ、約3,000社において採用されています。

「連結納税システム（e C o n s o l i T a x）」の推進

当社では、T K C会員の中堅・大企業市場における関与先企業の開拓を支援するため、T K C全国会システム委員会の助言と指導の下に、わが国で最初の「連結納税システム」（e C o n s o l i T a x）」を開発し、平成15年6月から提供開始しています。その後、毎年、税制改正の対応とI T全般統制への対応を実施し、当システムは世界的にも著名な日本企業を含む約280企業グループ、約3,500社（当中間連結会計期間末現在）においても採用され、T K C会員の関与先企業開拓に貢献しております。

「税効果会計システム（e T a x E f f e c t）」の推進

連結納税制度を採用している企業グループにおいては、税効果会計の計算は大変複雑なものとなっています。当社では、これに適正に対応いただくため、「連結納税システム」（e C o n s o l i T a x）」のオプションシステムとして「税効果会計システム」（e T a x E f f e c t）」を開発しており、多くの連結納税企業グループで採用されています。

「統合型会計情報システム（F X 4）」の推進

中堅・大企業における経営者の迅速な意思決定と法令遵守を支援するため、当社では会計法令及び税法に完全準拠した「統合型会計情報システム（F X 4）」を提供しており、当中間連結会計期間末現在で約1,250社に採用されています。

当社では、金融商品取引法の施行に伴って財務報告に係る内部統制が強化され、さらに四半期報告制度が導入されたことにより、中堅・大企業においては自社内の財務会計システムの抜本的な見直しや、連結企業グループ内における財務会計システムの標準化がさらに加速するものと予想しております。F X 4は、そのような内部統制への対応も完了し、かつ電子申告システムとの連動機能を強化したことにより、以前にも増して高い評価を得ております。

「T K C戦略経営者ローン」を採用する金融機関の拡大

平成12年10月に東京三菱銀行殿（現、三菱東京U F J銀行殿）と共同開発した「T K C戦略経営者ローン」は、中小企業向け無担保ローンの先駆けとして全国の金融機関から高い関心と注目を集め、今日では全国52の金融機関及び商工組合中央金庫殿において採用されています。また平成17年5月からは、三菱東京U F J銀行殿と大同生命保険殿との業務提携により、「T K C戦略経営者ローン（企業防衛）」のオンライン・サービスが開始されました。さらに三菱東京U F J銀行殿では、平成18年5月から、会社法施行に合わせてT K C会員が会計参与に就任する中小企業を対象に、金利優遇、代表者保証不要などの特別優遇措置を設けた「T K C戦略経営者ローン（会計参与）」のサービスも開始しています。

また、このほかにも全国で20のT K C地域会又はその支部との業務提携の下で、インターネットを用いずに、決算書及び「データ処理実績証明書」等に基づいて融資審査を行う「T K C経営者ローン」を採用する金融機関も77機関と年々拡大してきています。

当社では、中小企業の間接金融の円滑化に資するため、これらのローンを通してT K C会員による融資先紹介の支援を行っており、その評価は年々高まってきています。

クリニック開業支援及び公益法人支援の活動

「T K C全国会医業・会計システム研究会」では、開業を予定される医師の方々を対象に「T K Cクリニック開業セミナー」を全国各地で開催しています。当セミナーでは、開業に関する個別相談及び開業後の経営相談を行うほか、三菱東京U F J銀行殿の一般診療所（歯科診療所を除く）向けの開業支援金融商品である「T K Cクリニック開業ローン&リース」を紹介するなど、クリニック開業支援を積極的に推進しています。

「T K C経営革新セミナー2007」の開催

T K C全国会では、わが国の経済発展の源泉である中小企業の黒字決算と適正申告の実現を支援するため、「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新計画承認企業5,000件の目標達成を目指すとともに、関与先企業の創業と経営革新を支援する人材の育成を目的として平成15年には「創業・経営革新アドバイザー制度」を立ち上げ、T K C会員及びその職員殿から1万名のアドバイザー育成を目指しています。その活動の一環として、平成19年10月と11月には、「T K C経営革新セミナー2007」が全国で1,296回開催され、関与先企業の経営者を中心に全国で約2万5,000名が参加されました。当セミナーは、平成15年からの5年間で延べ7,500回開催され、12万5,000名を超える方が参加し、企業経営者にとって「自社の経営を再点検するよい機会」と高い評価を受けています。当社では、当セミナーの開催支援を通して、T K C会員事務所の関与先拡大につながるよう支援して参ります。

「L E X / D Bインターネット」市場の拡大

法律情報データベース「L E X / D Bインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開されたすべての法律分野にわたる判例等を収録しており、平成20年3月末日現在で、その収録文献数は56万8,000件を突破いたしました。

当社では、この「L E X / D Bインターネット」を中核的なコンテンツとして、「最高裁判所判例集」等の公的判例集の原本P D Fや、各大学の法学部が発行する学術論文を相互に検索可能にした「法学紀要データベース」、また有力な法律出版社のコンテンツを収録した「ロー・ライブラリー」を開発し、全国の法科大学院、大学の法学部及び法学研究科などのアカデミック市場に提供しております。また平成19年11月から、弁護士などの法律実務家を対象として、日本経済新聞デジタルメディア殿の記事検

索データベースである「日経ダイレクトサーチ」を標準サービスに組み込んだ「T K C ロー・ライブラリー」とホームページサービス「My L a w y e r」の提供を開始しました。

以上に加えて、平成16年からは法科大学院の教育研究を支援する「法科大学院教育研究支援システム」、平成18年4月からは法科大学院修了生の新司法試験に向けての学習を支援する「法科大学院修了生サポートシステム」及び「法曹への扉」、並びに新司法試験合格者向け「T K C ロー・ライブラリー（司法修習生版）」の提供を開始するなど、新しい法曹養成制度に対応した法律情報サービスの提供を開始しております。

これらのインターネット・サービスは、すでに法科大学院74校のうち73校で利用され、現在の利用者数は教員・学生・修了生を含めて約2万2,100名に達しています。

以上の諸活動の結果、当事業部門における売上高は20,187百万円（前中間連結会計期間比2.9%増）、営業利益は3,676百万円（前中間連結会計期間比3.6%増）の業績となりました。

2. 地方公共団体事業部門における事業の概況

(1) 地方公共団体における行政情報システムの動向

地方公共団体（市町村等）の行政情報システムは、これまで税務と住民基本台帳に関連する基幹業務システムを中心に、各団体において独自の発展を遂げ、長い時間をかけてカスタマイズが繰り返されてきました。その結果、今日の行政情報システムはきわめて複雑化し硬直したものとなっています。

その一方で、いまや多くの市町村が深刻な財政問題を抱えており、行政情報システムの管理運営コスト（T C O：トータルコスト・オブ・オーナーシップ）の削減が急務となっています。さらに地方分権改革の加速、地域社会の高齢化の進行など、地方公共団体を取り巻く社会環境の変化が急速に進んでおり、行政の情報化施策においてもこれらに適切に対応することが迫られています。

特に注力すべき課題としては、1) 24時間365日の住民サービスを実現する電子自治体の構築、2) 情報セキュリティ体制の強化、3) 児童福祉や高齢者福祉サービスなどを柱とする社会福祉制度改革への迅速な対応などがあり、市町村においては新たな情報システムの整備とIT投資が必要となってきています。なお、既存の行政情報システムを維持しながら、これらのシステム対応を円滑に進めることは、技術的にも財政的にもきわめて困難な状況となってきています。

このような時代の要請に応えるため、当社では、常に最新のICTの最適な活用をコスト・ミニマムで実現することを通して、市町村の行政情報システムの構築を支援して参りました。そのような視点から、いま市町村が抱えている重要課題を列挙すれば、次のようになります。

「IT新改革戦略」への対応

平成12年12月には「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」に基づいて「e-Japan戦略」が発表されました。そのあと平成18年1月に発表された「IT新改革戦略」では、その目標の一つとして、「国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする」ことが掲げられました。これらを踏まえ全国の市町村では、指定された21の「オンライン利用促進対象手続」について、具体的な推進を図ることが求められています。

このような国家戦略に基づいて、全国の市町村においては、インターネット及び「総合行政ネットワーク（L G W A N）」等を活用した総合的な行政サービスを実現するとともに、より効率的で効果的な行政情報システム構築に向けての現状の見直し、並びに高い情報セキュリティ体制の整備など、電子自治体の構築に積極的に取り組んでおります。

「後期高齢者医療制度」への対応

平成18年6月、「健康保険法の一部を改正する法律」が公布され、現行の老人保健制度に代えて、平成20年4月1日より75歳以上の国民全員が加入する後期高齢者医療制度が施行されることとなりました。

新制度では、都道府県単位の「広域連合」が運営主体として被保険者の資格管理、保険料の賦課管理、給付管理業務を担当し、市町村は「保険料の徴収の事務」と各種申請・届出の受付や被保険者証の交付等の事務を担当することとされました。

このため、全国の市町村は新たに当該事務システムを調達するとともに、住民基本台帳システム、国民健康保険システム、介護保険システム等の関連する既存システムの改修を行うなど新制度への対応を進めています。

地方公会計改革と「財政健全化法」への対応

平成18年8月、総務省殿は「地方行革新指針」を発表し、その重点施策として「地方公会計改革」を掲げました。この「地方公会計改革」の内容は、1) 発生主義・複式簿記などの企業会計の考え方の導入、2) 地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースでの公会計の整備、及び3) 4種類の財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）の作成、などを骨子としています。

また、平成19年6月には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が公布され、平成19年度決算から4種類の「健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）」の公表が求められることとなりました。さらに平成20年度決算からは、これらの健全化判断比率のうちのいずれかが一定基準（早期健全化基準）を超えた場合には、外部監査のほか財政健全化計画の策定が義務化されるなど、厳しい対応を迫られることとなり、地方公共団体では地方公社や第三セクターなど関連団体等も含めた抜本的改革への取り組みが求められてきています。

(2) 地方公共団体事業部門の戦略目標

以上のような現状認識の下で、当社では会社定款に定める事業の目的（第2条第2項「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づいて、地方公共団体事業部門の戦略目標を次のように設定しています。

中規模団体までを対象とする地方行政システムの提供

人口50万人程度までの中規模団体からのニーズに焦点を当て、「適法・正確・迅速」と「安全」をモットーに最新のICTを活用したシステムを開発・提供いたします。また同時に、国や法制度改正の動向など最新情報の積極的な発信、定期巡回訪問や定例会の開催などの顧客サポート体制の充実を通して「住民福祉の増進」と「行政効率の向上」を支援して参ります。

「IT新改革戦略」に基づく電子自治体構築の支援

電子自治体の構築を支援するために、TKCインターネット・サービスセンター（TISC）をサービス拠点とした、「地方税電子申告支援サービス」「電子申請・届出システム」「公共施設案内・予約システム」などのASPサービスを、安全かつ低コストで提供して参ります。

地方税電子申告受付体制整備の支援

地方税電子申告は、平成20年3月現在、すべての都道府県での受け付けが開始されているものの、高額なシステム構築費用と利用率の予測が困難であることが障害となり、市町村における受け付けは18市（15政令指定都市と相模原市、秋田市、田辺市）に止まっている状況です。

当社は、低コストかつ高付加価値なLWAN-ASP方式による「TKC行政ASP/地方税電子申告支援サービス」を新規開発し、中小規模の市町村への広範な普及を目指して提案活動を推進して参ります。

後期高齢者医療制度への対応の支援

後期高齢者医療制度への確に対応するために、「TASK.NET後期高齢者医療システム」を新規開発するとともに、関連する既存の基幹業務システム「TASK.NET」シリーズ（住民基本台帳・税務・介護保険等）の改修を進めて参りました。

情報セキュリティ体制の強化

平成17年4月1日に施行された「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」をきっかけとして、個人情報保護や情報セキュリティに対する社会的な関心が高まっています。当社では、「プライバシーマーク」の認証取得をはじめ、全国のTKC統合情報センター及びTKCインターネット・サービスセンター（TISC）において、情報セキュリティ・マネジメントシステムの国際的な標準規格である「ISO/IEC27001」を認証取得するなど、情報セキュリティ体制の強化に努めてきました。

また、当社システムの利用市町村における情報セキュリティ対策の強化をサポートするため、総務省殿の「情報セキュリティガイドライン」に準拠した庁内体制整備の支援、行政情報の遠隔地バックアップ、サーバの遠隔監視等の各種サービスを提供しております。

(3) 当中間連結会計期間における地方公共団体支援業務の概況

地方公共団体事業部門においては、上記の戦略目標に基づき、システム開発体制の強化と親切かつ周到な顧客サービスの提供に取り組んでいます。これら諸活動の主な内容は、次のとおりです。

後期高齢者医療システムの開発・提供、及び関連する基幹業務システムの改修

新たに導入された後期高齢者医療制度への確に対応するため、「TASK.NET後期高齢者医療システム」を開発・提供しました。

また、これとデータ連動する、「TASK.NET住基システム」「TASK.NET税務情報システム」「TASK.NET介護保険システム」などの基幹業務システムも、大幅な改修を実施いたしました。その改修に当たって、当社では栃木県と県内12市町及び栃木県後期高齢者医療広域連合殿、栃木県国民健康保険団体連合会殿で編成された「後期高齢者医療システム研究会」と密接に連携して、厚生労働省殿から示された新制度の分析とシステム仕様の検討を進め、新制度への的確なシステム対応を行いました。また、同制度の施行に先駆けて顧客市町村が実施する事前テストを支援するため、平成19年6月から平成20年3月にかけて業務システムを段階的に提供するとともに、専門のプロジェクトチームによりスムーズな業務稼働をサポートしてきました。

「地方税電子申告支援サービス」の開発・提供

当社では、LWAN-ASP方式による「TKC行政ASP/地方税電子申告支援サービス」を他社に先駆けて開発し、平成20年1月から秋田県秋田市殿、和歌山県田辺市殿へのサービスを開始しました。本サービスは「審査システム」と「データ連携システム」で構成されており、市町村における電子申告データの受付・審査及び基幹系システムとの円滑なデータ連携を実現します。また、本サービスの開始に伴い、「TASK.NET税務情報システム」「TASK.NET法人市町村民税システム」「TASK.NET申告受付支援システム」等の税務システムへ電子申告対応機能を追加開発し、提供いたしました。

各種ASPサービスの提供

「TKC行政ASP」シリーズの提供を通じて、地方公共団体における各種申請・届出等手続のオンライン化の推進を支援しています。

当中間連結会計期間においては、「T K C 行政 A S P / かんたん申請・申込システム」が茨城県庁殿及び県下44市町村に採用されました。また、「T K C 行政 A S P / 公共施設案内・予約システム」は、福岡県北九州市殿、栃木県宇都宮市殿など9団体に採用されました。

これにより、「T K C 行政 A S P」シリーズの契約件数は400件を超えました。

(4) 当中間連結会計期間の地方公共団体事業部門の業績について

当中間連結会計期間の売上高は、前年同期比106.2%となりました。その主な理由は次のとおりです。

新たに導入された後期高齢者医療制度に対応するために、「T A S K . N E T 後期高齢者医療システム」を新規開発するとともに、これと連動する「T A S K . N E T 税務情報システム」「T A S K . N E T 介護保険システム」などの基幹システム改修に係るソフトウェア売上の計上が上積みされました。また、同制度の立ち上げ準備に伴うアウトソーシング業務が順調に伸展しました。

住基ネット接続機器のリプレイス業務及び顧客団体の庁内 L A N の再構築業務が順調に受注できたことにより、オフィス機器及びその関連売上が上積みされました。

法務省の外郭団体である財団法人民事法務協会殿から、平成6年より受託している不動産登記情報データベース構築事業が平成19年12月をもって終息したことに伴い、当該事業関係の売上高は減少しています。

平成18年3月末日までの市町村合併により、通常は5年ごとに定期的に更新されてきたハードウェアが一部前倒しでリプレイスされたことから、当中間連結会計期間におけるリプレイス実施団体が減少しています。

市町村合併の進展により、全国の市町村数が約3,300団体から約1,800団体へと大幅に減少(45%減)しました。当社においても、顧客市町村間の合併による顧客団体数の減少、並びに被合併団体の他社システムへの移行により、基幹業務システムの利用顧客団体数は前連結会計年度の128団体から114団体に減少しています。

なお、当社基幹業務システムで処理される住民数においては、これまでの件数を維持しています。

以上の諸活動の結果、当事業部門における売上高は4,857百万円(前中間連結会計期間比6.2%増)、営業利益は310百万円(前中間連結会計期間比842百万円増)の業績となりました。

3. 印刷事業部門における事業の概況

(1) 印刷業界の動向

印刷業の将来市場

印刷産業の市場規模は、製品出荷ベースで約6兆3,000億円(印刷関連サービス業を含めると約7兆2,000億円)と推定されており、今後、市場全体は拡大基調で推移し、平成22年の市場規模は約9兆5,000億円、平成27年には約10兆1,200億円になると予測されています。この中でビジネスフォームについては、伝票類がIT技術の導入により市場規模は減少するものの、平成27年にはネットビジネス等などの振興により新規需要が期待されると予測されています。

原料高によるコストアップ

世界的な原油高の影響を受けて、昨年度来再三にわたって製紙メーカーから原紙の値上げ要請があり、大手印刷会社各社が相次いで値上げを受け入れる中、前連結会計年度トータルで13%の値上げを受け入れ、大幅なコストアップとなりました。

ビジネスフォーム業界の動向

製紙メーカーからの出荷ベースを見ると、この3年間でフォーム用紙が14%、ノーカーボン紙が12%の倉出し減となっております。このことは、ビジネスフォームの主力製品だった連続帳票類は、依然としてカット紙化とペーパーレス化の影響を受けて減少し、さらにはオンラインシステム等の導入なども需要減の要因となっております。また同業では、大手印刷会社の寡占化が進む中で、倒産や廃業に追い込まれる中小印刷会社が後を絶たず、この傾向は当連結会計年度に入っても続いています。

一方で、個人向けのダイレクト販売方式が定着したことによって、DM関連商品の需要は旺盛で拡大基調が続いています。従って、今後も引き続きデータプリントサービス(D P S)事業の拡大を図るために製造・販売一体となった体製造りと、システム開発を含めたソフト力の強化を図っていく必要があります。

また、個人情報保護の高まりの中で、お客様からより高い信頼性を得るためには、高度なセキュリティ体制に裏付けられた生産管理システムが求められており、印刷・印字・封入封緘・配送まで一貫システムの再構築が不可欠と考えます。また、ハードとソフトの融合が図られることにより、ますます製品の複合化に拍車がかかることも予測されます。

その一方で、ITを駆使した技術革新は、従来の文字のみの可変印刷からカラー画像データ可変印字方式へと進みつつあり、さらにハードの改良やランニングコストの軽減が図られれば、オンデマンド・フルカラー分野のニーズも拡大し、ビジネスフォームの新しい需要展開が見えてきています。

(2) 当中間連結会計期間の業績について

当中間連結会計期間においては、主力のビジネスフォーム帳票が需要減による影響を受け、さらに主力商品としての位置づけであるD P S商品においても、前連結会計年度において受注した大口スポット商品が当中間連結会計期間では受注に至らなかった

こともあり、売上高としては前中間連結会計期間比横ばいに終わりました。一方でカタログやチラシなどの商業美術印刷の受注が旺盛で、売上高に寄与しました。

その結果、印刷事業部門の全体の業績は、前中間連結会計期間と比較して増収となったものの、計画したD P S 関連商品の伸び悩みの影響で減益となりました。また、前中間連結会計期間においては原油等の高騰による用紙の値上げによりコストアップとなりましたが、付加価値の高いD P S 商品により、用紙値上げの影響は最小限に止まりました。

以上の諸活動の結果、当事業部門における売上高は1,880百万円（前中間連結会計期間比2.7%増）、営業利益は176百万円（前中間連結会計期間比17.7%減）の業績となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

1. 営業活動によるキャッシュ・フローについて

843百万円(前中間連結会計期間比29百万円収入減)増加しました。その主な理由は、税金等調整前中間純利益が増加したこと等によるものです。

2. 投資活動によるキャッシュ・フローについて

4,373百万円(前中間連結会計期間比4,332百万円支出増)減少しました。その主な理由は、新規に定期預金(預入期間3ヶ月超)の設定を行ったこと等によるものです。

3. 財務活動によるキャッシュ・フローについて

3,817百万円(前中間連結会計期間比3,158百万円支出増)減少しました。その主な理由は、自己株式の取得を行ったこと、平成19年9月期末配当(1株当たり普通配当20円)を支払ったこと等によるものです。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末に比べ7,938百万円減少し、19,455百万円になりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

特に記載すべき事項はありません。

(2)受注状況

特に記載すべき事項はありません。

(3)販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
会計事務所事業	20,187	102.9
地方公共団体事業	4,857	106.2
印刷事業	1,880	102.7
合計	26,924	103.4

（注）１．セグメント間の取引については相殺消去しております。

２．金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

各事業部門の対処すべき課題は次のとおりです。

1．会計事務所支援業務における対処すべき課題

T K C 全国会の重点活動への支援

T K C 全国会では、平成20年と21年の新たな統一スローガン「企業の健全なる発展を支援し、T K C 会計人の使命と責任を果たそう！」- 黒字決算の支援と適正申告の実現 - を発表し、以下の5つを重点活動テーマとして全国で20の地域会と共に活動を展開しています。

企業の黒字決算実現の支援

巡回監査の完全実施と書面添付の推進

電子申告・納税のさらなる推進

会員1万名超体制の達成

会員事務所の業務品質の向上

当社では、最新の情報通信技術を積極的に活用して、会計事務所とその関与先である中小企業の経営改善に役立つコンピュータ・サービス、ソフトウェア製品、コンサルティング・サービスを充実させながら、全国で約9,569名（当中間連結会計期間末現在）のT K C 会員がこの活動に参加し、その成果を享受できるよう支援体制を強化して参ります。

（1）T K C 会員が積極的に取り組む電子申告への支援

T K C 全国会では電子申告の担い手として、平成21年までに200万件超を目標として電子申告実践活動を継続しています。当社では、T K C 全国会の指導の下、頻繁に行われる法令改正等への迅速なシステム対応と現場における支援により、この目標達成を継続して支援して参ります。

また、当社では、納税者から収税者としての市区町村まで、電子申告の流れを一気通貫で支援する唯一のベンダーとして、地方公共団体事業部において、市町村向けに「T K C 地方税電子申告受付サービス」を提供しています。当社では、全社を挙げてT K C 全国会が実施する地方税電子申告の普及活動を支援することで、納税者の利便性と行政効率の向上を支援して参ります。

（2）中堅・大企業市場の開拓と関与先企業拡大支援

当社が提供する、「法人電子申告システム（ASP1000R）」は、中堅・大企業の電子申告と内部統制のニーズに対応するため開発したシステムです。また、平成20年8月には、子会社の申告業務の進捗をモニターできる「法人電子申告モニターシステム（ASP1000M）」を提供する予定です。

当社では、このASP1000Rと「T K C 連結納税システム（eConsoliTax）」「T K C 連結会計システム（eCA-DRIVER）」「税効果会計システム（eTaxEffect）」の利用促進を通して、中堅・大企業市場におけるT K C 会員事務所の関与先企業開拓に貢献して参ります。

（3）T K C 会員1万名超体制の構築支援

T K C 全国会が掲げる「T K C 会員1万名超体制」の実現に向け、当社ではT K C 電子申告システムの利用促進とF X 2による関与先企業への自計化推進のご提案を目的とした「T K C 電子申告セミナー」を平成19年11月から全国各地で開催しています。この「T K C 電子申告セミナー」では、電子申告に対するT K C 全国会の取り組みや、その取り組みを支援する自計化から電

子申告まで「一気通貫」できるシステムをご紹介します。

(4) 当社の「強み」を活かす製品開発戦略

当社の「強み」は税務と会計にあります。例えば法人税申告書作成システムは、昭和56年からオンライン方式による提供を開始し、本年においてはT K C 会員事務所からのアクセスにより約47万法人の法人税申告書作成に利用されました。消費税、所得税、相続税、贈与税、あるいは地方税の申告計算についても、処理件数を順調に伸ばしてきております。このような組織風土から、法人税の連結納税及び国税と地方税の電子申告についても、他社に先駆けて会計事務所に最適なシステムを提供してきています。

また、当社の財務会計システムの特長は、会計法令及び会計基準への完全準拠性を堅持しながら、これと関連する税務申告業務と連動させ、会計と税務の「一気通貫」を実現していることにあります。私どもでは、今後とも当社の強みを活かしながら、新たな製品開発に取り組んでいくことが最大の課題であると認識しています。

2. 地方公共団体事業部門の対処すべき課題

地方公共団体事業部門における対処すべき課題は次のとおりです。

(1) 地方税の「電子申告」への対応

地方税電子申告は、平成20年1月から個人住民税（給与支払報告書や特別徴収関連手続）や事業所税などへと対象税目が拡大し、また3月からは「電子申請・届出」「電子納税」などが開始されました。さらに今後は、「公的年金等受給者にかかる個人住民税の特別徴収」や国税庁殿から市町村へ所得税に係る電子申告データの共同利用などが予定されるなど、電子申告におけるサービス環境は飛躍的に拡大される見込みです。当社としては、このような電子申告制度の拡充に確実に対応するため、「T K C 行政A S P / 地方税電子申告支援サービス」の機能向上及び基幹税務システムの電子申告対応機能の強化を図って参ります。

(2) T A S K . N E T 公会計システムの開発

地方公共団体において、企業会計手法の導入による「地方公会計制度改革」が進められていますが、当社では、会計事務所事業部門での経験から、その改革を単にこれまでの「現金主義・単式簿記の会計」から「発生主義・複式簿記の会計」への転換を促す制度改革として捉えるだけでなく、財務会計データを戦略的な行政意思決定に役立てるための仕組みづくりの基盤とすべきであると考えております。

そのために、当社が平成20年秋の提供に向けて開発中の「T A S K . N E T 公会計システム」においては、現課担当者の効率向上を支援する 業務執行レベル の機能とともに、部課長の業務管理を支援する 業務管理レベル の機能、並びに首長の意思決定を支援する 経営戦略レベル の機能を実装することを計画しています。

(3) 新規市場開拓活動の強化

“脱レガシー”及び電子自治体構築を目的とする行政情報システム見直しの気運の高まりを背景として、「T A S K . N E T」シリーズと「T K C 行政A S P」シリーズの提案により、新規市場開拓活動を推進して参ります。

3. 印刷事業部門の対処すべき課題

印刷事業部門における対処すべき課題は次のとおりです。

作業工程の情報化と省力化を進め、「給紙・印刷から加工、折り・中綴じ・表紙付けまで」の一連の工程をライン化し、D P S による効率化を図ります。また、D P S 商品の受注拡大に対応するために、増設したインクジェットプリンタなど機器の有効活用を図り、生産・供給体制を整えます。

さらに、より付加価値の高い新製品開発にも努力を傾注して参ります。

(1) 原材料の再値上げによるコストアップ要因

前連結会計年度は2回にわたり約13%もの原材料の値上げとなりました。お客様には事前のアナウンスなどによりある程度理解を得られましたが、当連結会計年度下期に予定し、すでに発表されている製紙メーカーの大幅再値上げ（6月出荷分から15%アップ）が強行される公算が強く、お客様へは製品単価への転化について、ご理解いただくべく最大限の努力をして参ります。同時に、生産部門では製造コストの軽減を推進いたします。

(2) 情報セキュリティ管理の強化

D P S 事業の拡大に伴い、情報セキュリティ管理については一層厳格な管理体制が求められております。個人情報の漏洩等の事故や事件を未然に防ぐため、社内・外へ向けたセキュリティ管理をさらに徹底してまいり所存です。すでに前連結会計年度においてはデータ処理担当者の入退室に関しては指紋認証などの高度なセキュリティシステムを導入いたしました。

(3) 認証資格の有効活用及び内部統制への的確な対応

プライバシーマーク及びI S O の認証資格を有効活用するため、その重要性を全社員に周知徹底・浸透させるとともに、今後始まる内部統制に関して、的確に対応する所存です。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社グループでは、会計事務所とその関与先企業に対し、革新的な情報とマネジメント・ツールを提供するため、並びに地方公共団体に対して、行政事務の効率化・標準化・ネットワーク化を推進するために、ソフトウェアの研究・開発を行っております。

また、研究・開発を行う部門では、システム開発業務における品質管理・品質保証体制の確立・強化を目的として、品質保証の国際規格である「品質システム - 設計、開発、製造、据付及び附帯サービスにおける品質保証モデル (I S O 9 0 0 1) 」の認証を平成11年7月に取得しております。

当中間連結会計期間における研究開発費は299百万円であり、主要な研究開発の成果は次のとおりであります。

(1) 会計事務所事業

中堅・大企業を対象として、電子申告と内部統制のニーズに対応するための「法人電子申告システム (A S P 1 0 0 0 R) 」のサブシステムとして企業の計算書類と添付書類を X B R L や X M L に変換し電子申告を可能とする「計算書類 X B R L 変換システム (A S P 1 0 0 0 X) 」を開発いたしました。

当事業に係る研究開発費は36百万円であります。

(2) 地方公共団体事業

市町村における電子自治体の構築及び社会福祉制度改正への対応を実現するため、「 T A S K . N E T 後期高齢者医療システム」を開発いたしました。また、これとデータ連動する「 T A S K . N E T 住基システム」「 T A S K . N E T 税務情報システム」「 T A S K . N E T 介護保険システム」などの基幹業務システムの大幅な改修を実施いたしました。

当事業に係る研究開発費は263百万円であります。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年6月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,916,833	27,916,833	東京証券取引所市場第一部	-
計	29,916,833	27,916,833	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成19年10月1日～ 平成20年3月31日	-	29,916,833	-	5,700	-	5,409

(注)平成20年5月31日をもって自己株式2,000,000株を消却し、発行済株式総数残高が27,916,833株となっております。

(5) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
財団法人飯塚毅育英会	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	3,651	12.2
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	2,758	9.2
T K C 社員持株会	東京都新宿区揚場町2番1号	1,372	4.6
財団法人租税資料館	東京都中野区南台3丁目45番13号	1,246	4.2
飯塚真玄	栃木県宇都宮市	1,128	3.8
飯塚容晟	神奈川県鎌倉市	988	3.3
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	809	2.7
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	666	2.2
ニッセイ同和損害保険株式会社	大阪府大阪市北区西天満4丁目15番10号	598	2.0
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	598	2.0
計	-	13,818	46.2

(注) 当社は自己株式1,685千株を保有しておりますが、上記「大株主の状況」から除外しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,690,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,164,900	281,649	-
単元未満株式	普通株式 61,433	-	-
発行済株式総数	29,916,833	-	-
総株主の議決権	-	281,649	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,500株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数35個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社T K C	東京都新宿区揚場町2番1号	1,685,000	-	1,685,000	5.63
株式会社T K C出版	東京都千代田区九段南4丁目8番8号	5,500	-	5,500	0.02
計	-	1,690,500	-	1,690,500	5.65

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高(円)	2,170	2,220	2,110	2,005	1,971	2,130
最低(円)	1,992	1,834	1,934	1,659	1,778	1,849

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年10月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年10月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年10月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年10月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年10月1日から平成19年3月31日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成18年10月1日から平成19年3月31日まで)の中間財務諸表についてはみずず監査法人により中間監査を受け、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年10月1日から平成20年3月31日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成19年10月1日から平成20年3月31日まで)の中間財務諸表については新日本監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

前中間連結会計期間及び前中間会計期間 みずず監査法人

当中間連結会計期間及び当中間会計期間 新日本監査法人

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年3月31日現在)		当中間連結会計期間末 (平成20年3月31日現在)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年9月30日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1.現金及び預金		27,394		26,255		30,203	
2.受取手形及び売掛金	3	8,582		9,139		9,086	
3.有価証券		-		170		-	
4.たな卸資産		477		613		561	
5.繰延税金資産		1,600		1,808		1,924	
6.その他		447		409		447	
貸倒引当金		32		31		26	
流動資産合計		38,470	58.5	38,365	59.6	42,197	61.1
固定資産							
1.有形固定資産	1						
(1)建物及び構築物	2	6,202		5,827		6,058	
(2)機械装置及び運搬 具		679		801		883	
(3)器具及び備品		1,256		1,363		1,065	
(4)土地	2	6,188	14.326	6,094	14.086	6,117	14.123
2.無形固定資産		1,316	2.0	868	1.3	1,061	1.5
3.投資その他の資産							
(1)投資有価証券		7,963		5,794		7,413	
(2)長期貸付金		1		0		0	
(3)繰延税金資産		576		1,677		1,178	
(4)差入保証金		1,353		1,315		1,329	
(5)その他		1,704		2,290		1,800	
貸倒引当金	5	11,595	17.7	11,072	17.2	11,716	17.0
固定資産合計		27,238	41.5	26,027	40.4	26,901	38.9
資産合計		65,709	100.0	64,393	100.0	69,099	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年3月31日現在)		当中間連結会計期間末 (平成20年3月31日現在)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年9月30日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 支払手形及び買掛金		4,780		4,669		5,790	
2. 短期借入金	2	140		88		105	
3. 未払金		2,117		2,115		2,594	
4. 未払法人税等		1,438		1,783		1,877	
5. 賞与引当金		1,801		2,080		2,561	
6. その他		671		625		775	
流動負債合計		10,950	16.7	11,362	17.6	13,704	19.8
固定負債							
1. 長期借入金	2	50		10		30	
2. 退職給付引当金		2,725		2,748		2,669	
3. 役員退職慰労引当金		837		894		864	
4. その他		43		185		223	
固定負債合計		3,656	5.6	3,838	6.0	3,786	5.5
負債合計		14,607	22.2	15,200	23.6	17,490	25.3
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		5,700	8.7	5,700	8.9	5,700	8.2
2. 資本剰余金		5,409	8.2	5,409	8.4	5,409	7.8
3. 利益剰余金		36,494	55.5	39,138	60.8	37,543	54.3
4. 自己株式		27	0.0	3,192	5.0	30	0.0
株主資本合計		47,575	72.4	47,055	73.1	48,622	70.4
評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価 差額金		2,372	3.6	936	1.5	1,809	2.6
評価・換算差額等合計		2,372	3.6	936	1.5	1,809	2.6
少数株主持分		1,152	1.8	1,201	1.9	1,176	1.7
純資産合計		51,101	77.8	49,192	76.4	51,608	74.7
負債純資産合計		65,709	100.0	64,393	100.0	69,099	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)		当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
売上高			26,029	100.0		26,924	100.0		54,157	100.0
売上原価			10,667	41.0		10,525	39.1		22,183	41.0
売上総利益			15,362	59.0		16,399	60.9		31,973	59.0
販売費及び一般管理費	1		12,130	46.6		12,235	45.4		25,597	47.3
営業利益			3,231	12.4		4,163	15.5		6,376	11.8
営業外収益										
1.受取利息		25			37		61			
2.受取配当金		6			5		65			
3.地代家賃収入		15			16		33			
4.持分法による投資利益		-			27		-			
5.その他		14	62	0.2	10	98	0.4	23	183	0.3
営業外費用										
1.支払利息		3			3		6			
2.賃借ビル解約補修費		3			8		7			
3.持分法による投資損失		0			-		3			
4.その他		0	6	0.0	-	12	0.0	0	18	0.0
経常利益			3,287	12.6		4,249	15.8		6,541	12.1
特別利益										
1.固定資産売却益	2	-			0		-		63	
2.投資有価証券売却益		-			-		-		1	
3.ゴルフ会員権売却益		1			-		-		1	
4.貸倒引当金戻入益		-	1	0.0	-	0	0.0	1	66	0.1
特別損失										
1.固定資産売却損	3	0			3		0			
2.固定資産除却損	4	14			81		19			
3.減損損失	5	-			26		142			
4.投資有価証券評価損	6	1	16	0.1	1	113	0.4	68	230	0.4
税金等調整前中間(当期)純利益			3,272	12.6		4,136	15.4		6,377	11.8
法人税、住民税及び事業税		1,381			1,690		3,370			
法人税等調整額		83	1,464	5.6	210	1,901	7.1	478	2,892	5.3
少数株主利益			37	0.1		42	0.2		66	0.1
中間(当期)純利益			1,770	6.8		2,192	8.1		3,418	6.3

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本					評価・換算差額等	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
平成18年9月30日残高（百万円）	5,700	5,409	35,321	24	46,406	2,524	1,118	50,049
中間連結会計期間中の変動額								
剰余金の配当			598		598			598
中間純利益			1,770		1,770			1,770
自己株式の処分		0		0	0			0
自己株式の取得				3	3			3
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）						151	34	117
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	-	0	1,172	2	1,169	151	34	1,052
平成19年3月31日残高（百万円）	5,700	5,409	36,494	27	47,575	2,372	1,152	51,101

当中間連結会計期間（自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本					評価・換算差額等	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
平成19年9月30日残高（百万円）	5,700	5,409	37,543	30	48,622	1,809	1,176	51,608
中間連結会計期間中の変動額								
剰余金の配当			598		598			598
中間純利益			2,192		2,192			2,192
自己株式の処分		0		0	0			0
自己株式の取得				3,162	3,162			3,162
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）						873	24	848
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	-	0	1,594	3,161	1,567	873	24	2,415
平成20年3月31日残高（百万円）	5,700	5,409	39,138	3,192	47,055	936	1,201	49,192

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本					評価・換算差額等	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
平成18年9月30日残高 （百万円）	5,700	5,409	35,321	24	46,406	2,524	1,118	50,049
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			1,196		1,196			1,196
当期純利益			3,418		3,418			3,418
自己株式の処分		0		0	0			0
自己株式の取得				6	6			6
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）						715	58	657
連結会計年度中の変動額 合計（百万円）	-	0	2,221	5	2,216	715	58	1,558
平成19年9月30日残高 （百万円）	5,700	5,409	37,543	30	48,622	1,809	1,176	51,608

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		3,272	4,136	6,377
減価償却費		1,032	970	2,096
貸倒引当金の増加額 (減少額)		0	5	5
賞与引当金の増加額 (減少額)		588	481	171
退職給付引当金の増加額 (減少額)		44	79	12
役員退職慰労引当金の増加額 (減少額)		28	29	54
受取利息及び受取配当金		32	42	127
支払利息		3	3	6
持分法による投資損益		0	27	3
固定資産除売却損益		14	84	19
投資有価証券評価損		1	1	68
減損損失		-	26	142
売上債権の減少額 (増加額)		835	198	1,339
たな卸資産の減少額 (増加額)		41	51	42
その他資産の減少額 (増加額)		70	63	64
仕入債務の増加額 (減少額)		261	1,013	746
その他負債の増加額 (減少額)		326	931	436
その他		1	9	64
小計		2,321	2,537	8,467
利息及び配当金の受取額		33	34	127
利息の支払額		3	4	7
法人税等の支払額		1,479	1,723	3,091
営業活動によるキャッシュ・フロー		872	843	5,495

		前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		-	4,500	3,400
定期預金の払戻による収入		-	600	-
有形固定資産の取得による支出		296	225	676
有形固定資産の売却による収入		0	0	0
無形固定資産の取得による支出		176	262	481
投資有価証券の取得による支出		70	0	567
投資有価証券の売却による収入		500	-	596
その他		2	15	71
投資活動によるキャッシュ・フロー		40	4,373	4,599
財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期借入金の返済による支出		55	37	110
自己株式の取得による支出		-	3,171	6
配当金の支払額		596	595	1,192
少数株主への配当金の支払額		4	13	4
その他		2	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		658	3,817	1,314
現金及び現金同等物の増加額 (減少額)		173	7,347	418
現金及び現金同等物の期首残高		27,221	26,803	27,221
現金及び現金同等物の中間期末(期末) 残高	1	27,394	19,455	26,803

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社(3社) 東京ラインプリンタ印刷株式会社 T K C 保安サービス株式会社 株式会社T K C マネジメント コンサルティング なお、子会社は全て連結の範囲 に含めております。	同左	同左
2. 持分法の適用に関する事項	持分法適用関連会社(3社) 株式会社T K C 出版 株式会社スカイコム 株式会社アイタックシステムズ 関連会社に対する投資は全て持 分法を適用しております。	同左	持分法適用関連会社(3社) 株式会社T K C 出版 株式会社スカイコム 株式会社アイタックシステムズ 関連会社に対する投資は全て持 分法を適用しております。 なお、株式会社スカイコム及び 株式会社アイタックシステムズ は、決算日が3月末日であり連結 決算日現在で本決算に準じた仮決 算を行っております。
3. 連結子会社の中間決算日 (決算日)等に関する事項	連結子会社の中間決算日は、す べて中間連結決算日と一致してお ります。	同左	連結子会社の決算日は、すべて 連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項	(1)重要な資産の評価基準及び評価 方法 有価証券 1) 其他有価証券 a. 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等 に基づく時価法(評価差額 は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平 均法により算定) b. 時価のないもの 移動平均法による原価法 たな卸資産 1) 商品・材料 先入先出法による原価法 2) 製品 進捗度を加味した売価還元 法による原価法 3) 仕掛品 進捗度を加味した売価還元 法又は個別法による原価法 4) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価 法	(1)重要な資産の評価基準及び評価 方法 有価証券 1) 其他有価証券 a. 時価のあるもの 同左 b. 時価のないもの 同左 たな卸資産 1) 商品・材料 同左 2) 製品 同左 3) 仕掛品 同左 4) 貯蔵品 同左	(1)重要な資産の評価基準及び評価 方法 有価証券 1) 其他有価証券 a. 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基 づく時価法(評価差額は全 部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法 により算定) b. 時価のないもの 同左 たな卸資産 1) 商品・材料 同左 2) 製品 同左 3) 仕掛品 同左 4) 貯蔵品 同左

項目	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)																		
	<p>(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>10年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>5年～10年</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>無形固定資産</p> <p>1)ソフトウェア</p> <p>a.市場販売目的のソフトウェア 将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却しております。</p> <p>b.自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間を5年とする定額法を採用しております。</p> <p>2)その他 定額法を採用しております。</p>	建物及び構築物	10年～50年	機械装置及び運搬具	5年～10年	器具及び備品	2年～20年	<p>(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>10年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>5年～10年</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>(追加情報)</p> <p>法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しております。これによる損益への影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産</p> <p>1)ソフトウェア</p> <p>a.市場販売目的のソフトウェア 同左</p> <p>b.自社利用のソフトウェア 同左</p> <p>2)その他 同左</p>	建物及び構築物	10年～50年	機械装置及び運搬具	5年～10年	器具及び備品	2年～20年	<p>(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>10年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>5年～10年</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年度の法人税法改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日 法律第6号）及び（「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日 政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う損益への影響については軽微であります。</p> <p>無形固定資産</p> <p>1)ソフトウェア</p> <p>a.市場販売目的のソフトウェア 同左</p> <p>b.自社利用のソフトウェア 同左</p> <p>2)その他 同左</p>	建物及び構築物	10年～50年	機械装置及び運搬具	5年～10年	器具及び備品	2年～20年
建物及び構築物	10年～50年																				
機械装置及び運搬具	5年～10年																				
器具及び備品	2年～20年																				
建物及び構築物	10年～50年																				
機械装置及び運搬具	5年～10年																				
器具及び備品	2年～20年																				
建物及び構築物	10年～50年																				
機械装置及び運搬具	5年～10年																				
器具及び備品	2年～20年																				

項目	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
	<p>(3)重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p>	<p>(3)重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(3)重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生連結会計年度の費用として処理しております。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
	<p>(4)重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5)その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。 連結納税制度の適用 当中間連結会計期間から連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(4)重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5)その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理 同左 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(4)重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5)その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理 同左 連結納税制度の適用 当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。</p>
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、 手許現金 随時引き出し可能な預金 容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資 からなっております。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、 手許現金 随時引き出し可能な預金 容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資 からなっております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書) 財務活動によるキャッシュ・フローの「自己株式の取得による支出」は、前中間連結会計期間は「その他」に含めて表示していましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。 なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれている「自己株式の取得による支出」は3百万円であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年3月31日現在)	当中間連結会計期間末 (平成20年3月31日現在)	前連結会計年度 (平成19年9月30日現在)
1.有形固定資産の減価償却累計額 14,550百万円	1.有形固定資産の減価償却累計額 15,259百万円	1.有形固定資産の減価償却累計額 15,031百万円
2.担保に供している資産 建物及び構築物 195百万円 土地 145百万円 計 340百万円 上記資産は、長期・短期借入金182百万円の担保に供しております。	2.	2.担保に供している資産 建物及び構築物 186百万円 土地 145百万円 計 331百万円 上記資産は、長期・短期借入金127百万円の担保に供しております。
3.中間連結会計期間末日満期手形の処理 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当中間連結会計期間末日が金融機関の休業日であったため、次のとおり中間連結会計期間末日満期手形が当中間連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 21百万円	3.	3.連結会計年度末日満期手形の処理 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当連結会計年度末日が金融機関の休業日であったため、次のとおり連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。 受取手形 21百万円

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
1.販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与 3,720百万円 賞与引当金繰入額 1,361百万円 退職給付費用 197百万円 減価償却費 248百万円 賃借料 1,069百万円 研究開発費 248百万円	1.販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与 3,800百万円 賞与引当金繰入額 1,697百万円 退職給付費用 205百万円 減価償却費 265百万円 賃借料 1,038百万円 研究開発費 299百万円	1.販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与 7,459百万円 賞与引当金繰入額 1,980百万円 退職給付費用 277百万円 減価償却費 511百万円 賃借料 2,104百万円 研究開発費 602百万円
2.	2.固定資産売却益は機械装置及び運搬具の売却によるものであります。	2.
3.固定資産売却損は機械装置及び運搬具の売却によるものであります。	3.同左	3.同左
4.固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 9百万円 機械装置及び運搬具 1百万円 器具及び備品 2百万円 その他 1百万円 計 14百万円	4.固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 71百万円 器具及び備品 8百万円 その他 1百万円 計 81百万円	4.固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 11百万円 機械装置及び運搬具 1百万円 器具及び備品 4百万円 その他 1百万円 計 19百万円

前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)																								
<p>5.</p> <p>6. 投資有価証券評価損は、その他有価証券の株式の一部銘柄について、減損処理を適用したことによるものであります。</p>	<p>5. 減損損失</p> <p>当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" data-bbox="580 322 948 555"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県 福島市</td> <td>遊休 資産</td> <td>土地</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>東京都 板橋区 他</td> <td>遊休 資産</td> <td>電話 加入 権</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当中間連結会計期間において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（26百万円）として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については固定資産税評価額等に基づき、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。</p> <p>6. 同左</p>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	福島県 福島市	遊休 資産	土地	22	東京都 板橋区 他	遊休 資産	電話 加入 権	4	<p>5. 減損損失</p> <p>当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" data-bbox="1002 322 1369 555"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県 大崎市</td> <td>遊休 資産</td> <td>土地</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>東京都 新宿区 他</td> <td>遊休 資産</td> <td>電話 加入 権</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（142百万円）として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については固定資産税評価額等に基づき、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。</p> <p>6. 同左</p>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	宮城県 大崎市	遊休 資産	土地	80	東京都 新宿区 他	遊休 資産	電話 加入 権	62
場所	用途	種類	金額 (百万円)																							
福島県 福島市	遊休 資産	土地	22																							
東京都 板橋区 他	遊休 資産	電話 加入 権	4																							
場所	用途	種類	金額 (百万円)																							
宮城県 大崎市	遊休 資産	土地	80																							
東京都 新宿区 他	遊休 資産	電話 加入 権	62																							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年10月1日至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	29,916	-	-	29,916
合計	29,916	-	-	29,916
自己株式				
普通株式(注)	13	1	0	15
合計	13	1	0	15

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年12月22日 定時株主総会	普通株式	598	20	平成18年9月30日	平成18年12月25日

(注) 1株当たり配当額には、創業40周年記念配当5円を含んでおります。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月15日 取締役会	普通株式	598	利益剰余金	20	平成19年3月31日	平成19年6月25日

当中間連結会計期間(自平成19年10月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	29,916	-	-	29,916
合計	29,916	-	-	29,916
自己株式				
普通株式(注)	16	1,670	0	1,686
合計	16	1,670	0	1,686

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,670千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,669千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株によるものであります。
普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年12月21日 定時株主総会	普通株式	598	20	平成19年9月30日	平成19年12月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月13日 取締役会	普通株式	564	利益剰余金	20	平成20年3月31日	平成20年6月23日

前連結会計年度(自平成18年10月1日至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	29,916	-	-	29,916
合計	29,916	-	-	29,916
自己株式				
普通株式(注)	13	2	0	16
合計	13	2	0	16

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年12月22日 定時株主総会	普通株式	598	20	平成18年9月30日	平成18年12月25日
平成19年5月15日 取締役会	普通株式	598	20	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(注) 平成18年12月22日定時株主総会決議における1株当たり配当額には、創業40周年記念配当5円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年12月21日 定時株主総会	普通株式	598	利益剰余金	20	平成19年9月30日	平成19年12月25日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在)	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)
現金及び預金勘定 27,394百万円 預入期間が3か月を 超える定期預金 -	現金及び預金勘定 26,255百万円 預入期間が3か月を 超える定期預金 6,800百万円	現金及び預金勘定 30,203百万円 預入期間が3か月を 超える定期預金 3,400百万円
現金及び現金同等物 27,394百万円	現金及び現金同等物 19,455百万円	現金及び現金同等物 26,803百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)				当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)				前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)			
1.リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス ・リース取引 (借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間期末残高相当額				1.リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス ・リース取引 (借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間期末残高相当額				1.リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス ・リース取引 (借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相 当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相 当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
機械装 置及び 運搬具	240	174	65	機械装 置及び 運搬具	99	64	35	機械装 置及び 運搬具	123	76	47
器具及 び備品	1,552	1,171	380	器具及 び備品	724	596	128	器具及 び備品	1,200	954	245
合計	1,792	1,346	446	合計	824	661	163	合計	1,324	1,030	293
(2)未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 687百万円 1年超 638百万円 合計 1,325百万円				(2)未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 355百万円 1年超 393百万円 合計 749百万円				(2)未経過リース料期末残高相当額 1年内 533百万円 1年超 530百万円 合計 1,064百万円			
(3)支払リース料、減価償却費相当額及び 支払利息相当額 支払リース料 224百万円 減価償却費相当額 205百万円 支払利息相当額 10百万円				(3)支払リース料、減価償却費相当額及び 支払利息相当額 支払リース料 145百万円 減価償却費相当額 132百万円 支払利息相当額 4百万円				(3)支払リース料、減価償却費相当額及び 支払利息相当額 支払リース料 417百万円 減価償却費相当額 383百万円 支払利息相当額 18百万円			
(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。				(4)減価償却費相当額の算定方法 同左				(4)減価償却費相当額の算定方法 同左			
(5)利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各期へ の配分方法については、利息法によってお ります。				(5)利息相当額の算定方法 同左				(5)利息相当額の算定方法 同左			

前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)																																				
<p>(貸主側)</p> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>364百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>490百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>854百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記はすべて転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料中間期末残高相当額であります。 なお、当該転貸リース取引は同一の条件で第三者にリースしており、同額の残高が上記の借主側の未経過リース料中間期末残高相当額に含まれております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>45百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>115百万円</td> </tr> </table>	1年内	364百万円	1年超	490百万円	合計	854百万円	1年内	45百万円	1年超	70百万円	合計	115百万円	<p>(貸主側)</p> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>248百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>329百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>577百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>57百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>87百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>144百万円</td> </tr> </table>	1年内	248百万円	1年超	329百万円	合計	577百万円	1年内	57百万円	1年超	87百万円	合計	144百万円	<p>(貸主側)</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>307百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>447百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>754百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記はすべて転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料期末残高相当額であります。 なお、当該転貸リース取引は同一の条件で第三者にリースしており、同額の残高が上記の借主側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>46百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>116百万円</td> </tr> </table>	1年内	307百万円	1年超	447百万円	合計	754百万円	1年内	46百万円	1年超	70百万円	合計	116百万円
1年内	364百万円																																					
1年超	490百万円																																					
合計	854百万円																																					
1年内	45百万円																																					
1年超	70百万円																																					
合計	115百万円																																					
1年内	248百万円																																					
1年超	329百万円																																					
合計	577百万円																																					
1年内	57百万円																																					
1年超	87百万円																																					
合計	144百万円																																					
1年内	307百万円																																					
1年超	447百万円																																					
合計	754百万円																																					
1年内	46百万円																																					
1年超	70百万円																																					
合計	116百万円																																					

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成19年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
(1)株式	2,437	6,363	3,926
(2)その他	167	197	30
合計	2,604	6,561	3,956

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,134
非上場債券	30

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のない株式の一部銘柄について、1百万円減損処理を行っておりません。

当中間連結会計期間末(平成20年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
(1)株式	2,405	4,018	1,612
(2)その他	663	603	59
合計	3,068	4,622	1,553

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,065
非上場債券	30

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のない株式の一部銘柄について、1百万円減損処理を行っておりません。

前連結会計年度末（平成19年9月30日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
株式	2,405	5,407	3,001
その他	663	685	21
合計	3,069	6,092	3,023

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	1,067
非上場債券	30

（注）当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式の一部銘柄について、68百万円減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前中間連結会計期間（自平成18年10月1日至平成19年3月31日）、当中間連結会計期間（自平成19年10月1日至平成20年3月31日）及び前連結会計年度（自平成18年10月1日至平成19年9月30日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年10月1日至平成19年3月31日)

	会計事務所 事業 (百万円)	地方公共団 体事業 (百万円)	印刷事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	19,624	4,574	1,830	26,029	-	26,029
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	0	-	0	(0)	-
計	19,624	4,575	1,830	26,030	(0)	26,029
営業費用	16,074	5,107	1,616	22,798	(0)	22,797
営業利益(は営業損失)	3,549	531	214	3,231	(-)	3,231

当中間連結会計期間(自平成19年10月1日至平成20年3月31日)

	会計事務所 事業 (百万円)	地方公共団 体事業 (百万円)	印刷事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	20,187	4,857	1,880	26,924	-	26,924
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	0	-	0	(0)	-
計	20,187	4,858	1,880	26,925	(0)	26,924
営業費用	16,510	4,547	1,703	22,762	(0)	22,761
営業利益	3,676	310	176	4,163	(-)	4,163

前連結会計年度(自平成18年10月1日至平成19年9月30日)

	会計事務所 事業 (百万円)	地方公共団 体事業 (百万円)	印刷事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	39,618	11,032	3,506	54,157	-	54,157
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	0	-	0	(0)	-
計	39,618	11,033	3,506	54,158	(0)	54,157
営業費用	33,776	10,848	3,157	47,782	(0)	47,781
営業利益	5,842	184	348	6,376	(-)	6,376

(注)1. 事業区分については、販売市場及びサービス・製品等の類似性を考慮して、セグメンテーションしております。

2. 各事業区分の主なサービス及び商品は、次のとおりです。

事業区分	主要なサービス及び商品
会計事務所事業	(1) 情報処理サービス T K C 統合情報センターによるコンピュータ・サービス 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス、データ・ストレージ・サービス、ダウンロード・サービス T K C インターネット・サービスセンター（T I S C）によるコンピュータ・サービス インターネット・サービス、イントラネット・サービス、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）サービス、データベース・サービス、データ・ストレージ・サービス、ダウンロード・サービス、データバックアップ・サービス、データセキュリティ・サービス (2) ソフトウェア及びコンサルティングサービス 情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供、専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等 (3) オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売 (4) サプライ用品の販売 コンピュータ会計用事務用品の販売等
地方公共団体事業	(1) 情報処理サービス T K C 統合情報センターによるコンピュータ・サービス 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス、データバックアップ・サービス T K C インターネット・サービスセンター（T I S C）によるコンピュータ・サービス インターネット・サービス、イントラネット・サービス、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）サービス、データベース・サービス、データバックアップ・サービス、データセキュリティ・サービス (2) ソフトウェア及びコンサルティングサービス 情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供、専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等 (3) オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売
印刷事業	コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データプリントサービス、パンフレット等

3. 会計処理基準等の変更

（前中間連結会計期間）

該当事項はありません。

（当中間連結会計期間）

該当事項はありません。

（前連結会計年度）

固定資産の減価償却方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、平成19年度の法人税法改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日 法律第6号）及び（「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日 政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う営業損益への影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
1株当たり純資産額(円)	1,709.00	1,700.02	1,686.67
1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	59.20	74.70	114.30
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	潜在株式が存在しないた め記載しておりません。	同左	同左

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
中間(当期)純利益 (百万円)	1,770	2,192	3,418
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当 期)純利益(百万円)	1,770	2,192	3,418
普通株式の期中平均株式数 (千株)	29,902	29,353	29,901

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間連結会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)										
	<p>(自己株式の消却)</p> <p>平成20年5月13日開催の当社取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、実施いたしました。</p> <p>(1)消却の理由 発行済株式数の減少を通じた株主価値の増進及び資本効率の向上を図るため</p> <p>(2)消却の方法 その他資本剰余金からの減額及びその他利益剰余金からの減額</p> <p>(3)消却した自己株式の種類 当社普通株式</p> <p>(4)消却した株式の数 2,000,000株</p> <p>(5)消却した株式の総額 3,858百万円</p> <p>(6)消却後の発行済株式総数 27,916,833株</p> <p>(7)消却実施日 平成20年5月31日</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>平成19年11月14日開催の当社取締役会において、会社法第165条第2項の規定に基づき、自己株式を買い受けることを決議しております。</p> <p>(1)自己株式の取得を行う理由 資本効率の向上と株主利益の向上を図るため。</p> <p>(2)取得の内容</p> <table data-bbox="986 533 1353 817"> <tr> <td>取得する株式の種類</td> <td>当社普通株式</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の総数</td> <td>2,000,000株(上限)</td> </tr> <tr> <td>株式の取得額の総額</td> <td>4,500百万円(上限)</td> </tr> <tr> <td>取得方法</td> <td>市場取引</td> </tr> <tr> <td>取得する期間</td> <td>平成19年11月15日から 平成20年10月10日まで</td> </tr> </table>	取得する株式の種類	当社普通株式	取得する株式の総数	2,000,000株(上限)	株式の取得額の総額	4,500百万円(上限)	取得方法	市場取引	取得する期間	平成19年11月15日から 平成20年10月10日まで
取得する株式の種類	当社普通株式											
取得する株式の総数	2,000,000株(上限)											
株式の取得額の総額	4,500百万円(上限)											
取得方法	市場取引											
取得する期間	平成19年11月15日から 平成20年10月10日まで											

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年3月31日現在)		当中間会計期間末 (平成20年3月31日現在)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年9月30日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1.現金及び預金		25,046		23,900		27,632	
2.受取手形		120		-		-	
3.売掛金		7,499		8,197		8,107	
4.有価証券		-		170		-	
5.たな卸資産		287		367		343	
6.繰延税金資産		1,512		1,721		1,830	
7.その他		436		408		434	
貸倒引当金		28		29		24	
流動資産合計			34,875 57.2		34,736 58.5		38,324 60.0
固定資産							
1.有形固定資産	1						
(1)建物		5,844		5,505		5,715	
(2)器具及び備品		1,243		1,349		1,050	
(3)土地		6,043		5,949		5,971	
(4)その他		153		137		149	
計		13,285		12,941		12,886	
2.無形固定資産		1,327		880		1,071	
3.投資その他の資産							
(1)投資有価証券		7,640		5,498		7,125	
(2)繰延税金資産		422		1,497		1,014	
(3)差入保証金		1,308		1,271		1,284	
(4)その他		2,123		2,505		2,218	
計		11,494		10,773		11,643	
固定資産合計			26,107 42.8		24,595 41.5		25,601 40.0
資産合計			60,982 100.0		59,331 100.0		63,926 100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年3月31日現在)		当中間会計期間末 (平成20年3月31日現在)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年9月30日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 買掛金		3,639		3,435		4,482	
2. 未払法人税等		1,350		1,703		1,749	
3. 賞与引当金		1,660		1,940		2,416	
4. その他	2	2,740		2,672		3,265	
流動負債合計		9,390	15.4	9,750	16.4	11,913	18.6
固定負債							
1. 退職給付引当金		2,465		2,472		2,403	
2. 役員退職慰労引当金		655		699		676	
3. その他		10		10		10	
固定負債合計		3,131	5.1	3,182	5.4	3,091	4.8
負債合計		12,521	20.5	12,933	21.8	15,004	23.5
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		5,700	9.3	5,700	9.6	5,700	8.9
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		5,409		5,409		5,409	
(2) その他資本剰余金		0		0		0	
資本剰余金合計		5,409	8.9	5,409	9.1	5,409	8.5
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		688		688		688	
(2) その他利益剰余金							
特別償却準備金		15		4		8	
プログラム等準備金		2,250		1,534		1,907	
別途積立金		29,477		32,277		29,477	
繰越利益剰余金		2,588		3,040		3,958	
利益剰余金合計		35,020	57.4	37,545	63.3	36,040	56.4
4. 自己株式		24	0.0	3,188	5.4	26	0.0
株主資本合計		46,105	75.6	45,465	76.6	47,122	73.7
評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		2,355	3.9	932	1.6	1,799	2.8
評価・換算差額等合計		2,355	3.9	932	1.6	1,799	2.8
純資産合計		48,460	79.5	46,398	78.2	48,921	76.5
負債純資産合計		60,982	100.0	59,331	100.0	63,926	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)		当中間会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)					
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)				
営業収入			24,126	100.0		24,973	100.0		50,423	100.0	
営業原価			9,472	39.3		9,325	37.3		19,811	39.3	
営業総利益			14,654	60.7		15,648	62.7		30,611	60.7	
販売費及び一般管理費			11,617	48.2		11,704	46.9		24,541	48.7	
営業利益			3,036	12.6		3,943	15.8		6,070	12.0	
営業外収益	1		67	0.3		85	0.3		186	0.4	
営業外費用			3	0.0		8	0.0		7	0.0	
経常利益			3,100	12.9		4,021	16.1		6,250	12.4	
特別利益	2		1	0.0		-	-		64	0.1	
特別損失	3		38	0.2		106	0.4		252	0.5	
税引前中間(当期) 純利益			3,063	12.7		3,914	15.7		6,061	12.0	
法人税、住民税及び 事業税		1,287				1,597			3,222		
法人税等調整額		82	1,369	5.7		213	1,811	7.3	471	2,750	5.5
中間(当期)純利益			1,693	7.0		2,103	8.4		3,311	6.6	

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本										評価・換算差額等	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計			その他有価証券評価差額金
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金								
					特別償却準備金	プログラム等準備金	別途積立金	繰越利益剰余金					
平成18年9月30日 残高 (百万円)	5,700	5,409	-	688	22	2,594	26,677	3,942	21	45,013	2,509	47,522	
中間会計期間中の変動額													
特別償却準備金の取崩					7			7			-	-	
プログラム等準備金の取崩						343		343			-	-	
別途積立金の積立							2,800	2,800			-	-	
剰余金の配当								598		598		598	
中間純利益								1,693		1,693		1,693	
自己株式の処分			0						0	0		0	
自己株式の取得									3	3		3	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）											153	153	
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	-	-	0	-	7	343	2,800	1,354	2	1,092	153	938	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	5,700	5,409	0	688	15	2,250	29,477	2,588	24	46,105	2,355	48,460	

当中間会計期間（自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本										評価・換算差額等	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金								
					特別償却準備金	プログラム等準備金	別途積立金						繰越利益剰余金
平成19年9月30日 残高（百万円）	5,700	5,409	0	688	8	1,907	29,477	3,958	26	47,122	1,799	48,921	
中間会計期間中の変動額													
特別償却準備金の取崩					4			4			-	-	
プログラム等準備金の取崩						372		372			-	-	
別途積立金の積立							2,800	2,800			-	-	
剰余金の配当								598		598		598	
中間純利益								2,103		2,103		2,103	
自己株式の処分			0						0	0		0	
自己株式の取得									3,162	3,162		3,162	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）											866	866	
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	-	-	0	-	4	372	2,800	917	3,161	1,656	866	2,523	
平成20年3月31日 残高（百万円）	5,700	5,409	0	688	4	1,534	32,277	3,040	3,188	45,465	932	46,398	

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本										評価・換算差額等	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計			その他有価証券評価差額金
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金								
					特別償却準備金	プログラム等準備金	別途積立金	繰越利益剰余金					
平成18年9月30日 残高 （百万円）	5,700	5,409	-	688	22	2,594	26,677	3,942	21	45,013	2,509	47,522	
事業年度中の変動額													
特別償却準備金の取崩					14			14		-		-	
プログラム等準備金の取崩						686		686		-		-	
別途積立金の積立							2,800	2,800		-		-	
剰余金の配当								1,196		1,196		1,196	
当期純利益								3,311		3,311		3,311	
自己株式の処分			0						0	0		0	
自己株式の取得									6	6		6	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											709	709	
事業年度中の変動額合計（百万円）	-	-	0	-	14	686	2,800	15	5	2,109	709	1,399	
平成19年9月30日 残高 （百万円）	5,700	5,409	0	688	8	1,907	29,477	3,958	26	47,122	1,799	48,921	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 1) 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 2) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 商品 先入先出法による原価法 材料 先入先出法による原価法 仕掛品 進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 1) 時価のあるもの 同左</p> <p>2) 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 商品 同左 材料 同左 仕掛品 同左</p> <p>貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 1) 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 2) 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 商品 同左 材料 同左 仕掛品 同左</p> <p>貯蔵品 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物 15年～50年 器具及び備品 2年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物 15年～50年 器具及び備品 2年～20年</p> <p>（追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しております。これによる損益への影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物 15年～50年 器具及び備品 2年～20年</p> <p>（会計方針の変更） 当期より、平成19年度の法人税法改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号）及び（「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う損益への影響については軽微であります。</p>

項目	前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
	(2)無形固定資産 ソフトウェア 1)市場販売目的のソフトウェア 将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間(3年以内)による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却しております。 2)自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間を5年とする定額法を採用しております。 その他 定額法を採用しております。	(2)無形固定資産 ソフトウェア 1)市場販売目的のソフトウェア 同左 2)自社利用のソフトウェア 同左 その他 同左	(2)無形固定資産 ソフトウェア 1)市場販売目的のソフトウェア 同左 2)自社利用のソフトウェア 同左 その他 同左
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左 (4)役員退職慰労引当金 同左	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の費用として処理しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税及び地方消費税の会計処理について 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。 (2)連結納税制度の適用 当中間会計期間より連結納税制度を適用しております。	(1)消費税及び地方消費税の会計処理について 同左 (2)連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(1)消費税及び地方消費税の会計処理について 同左 (2)連結納税制度の適用 当期より連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間末 (平成19年3月31日現在)	当中間会計期間末 (平成20年3月31日現在)	前事業年度末 (平成19年9月30日現在)
1.有形固定資産の減価償却累計額	11,157百万円	11,713百万円	11,536百万円
2.消費税等の処理	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債のその他に含めて表示しております。	同左	

(中間損益計算書関係)

項目	前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)																								
1.営業外収益のうち主要項目																											
受取利息	18百万円	33百万円	50百万円																								
受取配当金	12百万円	21百万円	70百万円																								
2.特別利益のうち主要項目																											
投資有価証券売却益	-	-	62百万円																								
ゴルフ会員権売却益	1百万円	-	1百万円																								
3.特別損失のうち主要項目																											
固定資産除却損	13百万円	81百万円	17百万円																								
減損損失	-	23百万円	142百万円																								
		当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。	当期において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県 福島市</td> <td>遊休 資産</td> <td>土地</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>東京都 板橋区 他</td> <td>遊休 資産</td> <td>電話 加入 権</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	福島県 福島市	遊休 資産	土地	22	東京都 板橋区 他	遊休 資産	電話 加入 権	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県 大崎市</td> <td>遊休 資産</td> <td>土地</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>東京都 新宿区 他</td> <td>遊休 資産</td> <td>電話 加入 権</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	宮城県 大崎市	遊休 資産	土地	80	東京都 新宿区 他	遊休 資産	電話 加入 権	62
場所	用途	種類	金額 (百万円)																								
福島県 福島市	遊休 資産	土地	22																								
東京都 板橋区 他	遊休 資産	電話 加入 権	1																								
場所	用途	種類	金額 (百万円)																								
宮城県 大崎市	遊休 資産	土地	80																								
東京都 新宿区 他	遊休 資産	電話 加入 権	62																								
		当社は、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。	当社は、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。																								
		当中間会計期間において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（23百万円）として特別損失に計上しております。	当期において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（142百万円）として特別損失に計上しております。																								
		なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については固定資産税評価額等に基づき、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。	なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については固定資産税評価額等に基づき、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。																								

項目	前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
投資有価証券評価損	1百万円	1百万円	68百万円
関係会社株式評価損	23百万円	-	23百万円
4.減価償却実施額			
有形固定資産	396百万円	389百万円	833百万円
無形固定資産	533百万円	451百万円	1,031百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年10月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式(注)	12	1	0	13
合計	12	1	0	13

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

当中間会計期間(自平成19年10月1日至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式(注)	14	1,670	0	1,685
合計	14	1,670	0	1,685

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加1,670千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,669千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株によるものであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

前事業年度(自平成18年10月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
自己株式				
普通株式(注)	12	2	0	14
合計	12	2	0	14

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)				当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)				前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)			
1.リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引 (借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償 却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1.リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引 (借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償 却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1.リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引 (借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償 却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
器具及 び備品	1,487	1,150	337	器具及 び備品	660	569	90	器具及 び備品	1,135	934	201
その他	132	73	58	その他	95	62	33	その他	118	73	45
合計	1,619	1,223	396	合計	756	632	124	合計	1,254	1,007	247
(2)未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 669百万円 1年超 605百万円 合計 1,274百万円				(2)未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 342百万円 1年超 366百万円 合計 709百万円				(2)未経過リース料期末残高相当額 1年内 519百万円 1年超 497百万円 合計 1,017百万円			
(3)支払リース料、減価償却費相当額及び 支払利息相当額 支払リース料 207百万円 減価償却費相当額 189百万円 支払利息相当額 9百万円				(3)支払リース料、減価償却費相当額及び 支払利息相当額 支払リース料 137百万円 減価償却費相当額 125百万円 支払利息相当額 4百万円				(3)支払リース料、減価償却費相当額及び 支払利息相当額 支払リース料 388百万円 減価償却費相当額 355百万円 支払利息相当額 16百万円			
(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。				(4)減価償却費相当額の算定方法 同左				(4)減価償却費相当額の算定方法 同左			
(5)利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各期 への配分方法については、利息法によっ ております。				(5)利息相当額の算定方法 同左				(5)利息相当額の算定方法 同左			
(貸主側) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 364百万円 1年超 490百万円 合計 854百万円				(貸主側) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 248百万円 1年超 329百万円 合計 577百万円				(貸主側) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 307百万円 1年超 447百万円 合計 754百万円			
(注)上記はすべて転貸リース取引に係る貸 主側の未経過リース料中間期末残高相当 額であります。 なお、当該転貸リース取引は同一の条件 で第三者にリースしており、同額の残高が 上記の借主側の未経過リース料中間期末 残高相当額に含まれております。				(注)同左				(注)上記はすべて転貸リース取引に係る貸 主側の未経過リース料期末残高相当額で あります。 なお、当該転貸リース取引は同一の条件 で第三者にリースしており、同額の残高が 上記の借主側の未経過リース料期末残高 相当額に含まれております。			
2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 45百万円 1年超 70百万円 合計 115百万円				2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 57百万円 1年超 87百万円 合計 144百万円				2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 46百万円 1年超 70百万円 合計 116百万円			

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
1株当たり純資産額(円)	1,620.58	1,643.47	1,636.07
1株当たり中間(当期)純利益 金額(円)	56.63	71.64	110.72
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額(円)	潜在株式が存在しないため記 載していません。	同左	同左

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
中間(当期)純利益 (百万円)	1,693	2,103	3,311
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純 利益(百万円)	1,693	2,103	3,311
普通株式の期中平均株式数 (千株)	29,903	29,354	29,903

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)										
	<p>(自己株式の消却)</p> <p>平成20年5月13日開催の当社取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、実施いたしました。</p> <p>(1)消却の理由 発行済株式数の減少を通じた株主価値の増進及び資本効率の向上を図るため</p> <p>(2)消却の方法 その他資本剰余金からの減額及びその他利益剰余金からの減額</p> <p>(3)消却した自己株式の種類 当社普通株式</p> <p>(4)消却した株式の数 2,000,000株</p> <p>(5)消却した株式の総額 3,858百万円</p> <p>(6)消却後の発行済株式総数 27,916,833株</p> <p>(7)消却実施日 平成20年5月31日</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>平成19年11月14日開催の当社取締役会において、会社法第165条第2項の規定に基づき、自己株式を買い受けることを決議しております。</p> <p>(1)自己株式の取得を行う理由 資本効率の向上と株主利益の向上を図るため。</p> <p>(2)取得の内容</p> <table data-bbox="986 533 1353 817"> <tr> <td>取得する株式の種類</td> <td>当社普通株式</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の総数</td> <td>2,000,000株(上限)</td> </tr> <tr> <td>株式の取得額の総額</td> <td>4,500百万円(上限)</td> </tr> <tr> <td>取得方法</td> <td>市場取引</td> </tr> <tr> <td>取得する期間</td> <td>平成19年11月15日から 平成20年10月10日まで</td> </tr> </table>	取得する株式の種類	当社普通株式	取得する株式の総数	2,000,000株(上限)	株式の取得額の総額	4,500百万円(上限)	取得方法	市場取引	取得する期間	平成19年11月15日から 平成20年10月10日まで
取得する株式の種類	当社普通株式											
取得する株式の総数	2,000,000株(上限)											
株式の取得額の総額	4,500百万円(上限)											
取得方法	市場取引											
取得する期間	平成19年11月15日から 平成20年10月10日まで											

(2)【その他】

平成20年5月13日開催の取締役会において、当期中間配当として、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....564百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....20円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成20年6月23日

(注) 平成20年3月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第41期）（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）平成19年12月25日 関東財務局長に提出

(2)自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成19年11月1日 至 平成19年11月30日）平成19年12月12日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年12月1日 至 平成19年12月31日）平成20年1月11日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成20年1月1日 至 平成20年1月31日）平成20年2月14日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成20年2月1日 至 平成20年2月29日）平成20年3月11日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成20年3月1日 至 平成20年3月31日）平成20年4月10日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年4月30日）平成20年5月13日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成20年5月1日 至 平成20年5月31日）平成20年6月11日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年6月15日

株式会社 T K C
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 原 一 浩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 善 方 正 義
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 T K C の平成18年10月1日から平成19年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 T K C 及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年6月16日

株式会社 T K C

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原 一浩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 上林三子雄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 善方 正義

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 T K C の平成19年10月1日から平成20年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年10月1日から平成20年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 T K C 及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年10月1日から平成20年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年5月13日開催の取締役会決議に基づき、5月31日に自己株式の消却を実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年6月15日

株式会社 T K C
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 原 一 浩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 善 方 正 義
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 T K C の平成18年10月1日から平成19年9月30日までの第41期事業年度の中間会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 T K C の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年 6月16日

株式会社 T K C

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原 一浩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 上林三子雄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 善方 正義

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 T K C の平成19年10月1日から平成20年9月30日までの第42期事業年度の中間会計期間（平成19年10月1日から平成20年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 T K C の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年10月1日から平成20年3月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年5月13日開催の取締役会決議に基づき、5月31日に自己株式の消却を実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。